

令和2年5月26日

課外活動団体構成員 各位

副学長（学生支援担当）
中村和之

課外活動の再開時期について（通知）

現在、課外活動団体に対しては、活動の全面禁止を指示しているところですが、6月から段階的に対面授業も開始されることから、課外活動についても、早期再開を待ち望まれているかと思います。しかしながら、課外活動においては、各団体の部室や体育施設の更衣室をはじめ、利用に際しては、万全な感染対策が必要であること、また、新規加入者の勧誘機会を十分に持てなかったことから、各団体の構成員を確定できない状況である等のことから、6月中は、活動再開に向けた準備期間と捉え、課外活動に関しては下記のとおりとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一時的に鎮静化しているものの、引き続き慎重な行動により感染防止に努めてください。

記

1 課外活動の全面禁止期間について

令和2年6月30日（火）まで

※ただし、6月1日（月）より以下の活動についてのみ許可します。

五福キャンパスでは、申請済の団体のみ立看板の再設置を許可します。（6/30まで）

配布許可を得ていた団体のみ学生会館内での勧誘ビラ設置は継続します。

（※構内での対面配布は禁止）

2 課外活動継続申請書の提出について

必要書類を添えて以下の日時までに、各キャンパス課外活動窓口に提出願います。

令和2年6月30日（火） 17:00 まで（※詳細は、別途各団体宛通知します。）

3 課外活動施設の利用申請について

7月からの課外活動再開に向けて、7月以降の課外活動施設の利用申請受付を開始します。（※詳細は、別途各団体宛通知します。）

4 課外活動全面禁止を再度指示する可能性について

今後、新型コロナウイルスが再度感染拡大した場合、あるいは学内で感染者が出た場合等、改めて課外活動全面禁止を指示する場合があります。

※参考：本学 web サイト「新型コロナウイルスに関する対応について」

<https://www.u-toyama.ac.jp/news/2020/0203.html>



【事務担当】

学務部学生支援課

TEL：076-445-6126